

平成29年度保育料における国・町の負担軽減策について

国は昨年度から、幼児教育の段階的無償化に向けた取組みを開始し、平成29年度も負担軽減策が一部改正されました。

一宮町では平成28年度より、独自の取組みとして、国の基準に加え、世帯の階層にかかわらず、3歳児以上の第3子以降の保育料を無料化しています。

▶一宮町第3子以降無料化イメージ図

対象となる世帯階層…下記の国軽減対象階層以外



▶多子世帯における負担軽減イメージ図

対象となる世帯階層…1号認定:第3階層 2・3号認定:第2・3階層および第4階層の一部



▶ひとり親世帯等における負担軽減イメージ図

対象となる世帯階層…1号認定:第3階層 2・3号認定:第3階層および第4階層の一部



✦ きょうだい同時期入所による軽減措置は従来どおりです。(第2子半額、第3子以降無料)

(※1号認定の対象となる範囲は小学校3年生まで)

■住宅取得控除等の税額控除等

保育料を計算する場合の市町村民税額及び所得税額は、「住宅借入金等特別控除」・「配当控除」・「寄付金税額控除」等の税額控除を適用しませんので、該当世帯については税額控除前の額を適用し、階層の認定を行います。

■年齢について 年度途中入所者についても年度の初日の前日の年齢で判定します。

■保育料の算定について

4月から8月までの月分の保育料	平成28年度分の市町村民税所得割額を基に決定
9月から翌年3月までの月分の保育料	平成29年度分の市町村民税所得割額を基に決定